

【エックス線作業主任者合格教本 第2版 修正】

2025年10月29日に電離放射線障害防止規則が改正されました。

ここでは今回の法令改正に伴う修正箇所についてお知らせします。

なお、修正箇所は下線部で示しています。

施行日以降に実施される試験では、改正後の内容に基づいて出題されます。

2026年6月29日 作成

2-3 警報装置等・立入禁止

「1 警報装置等」を次の通り修正します。

1 警報装置等

(1) 自動警報装置の設置

事業者は、エックス線装置に電力が供給されている場合には、関係者が確実に認識できる方法によって、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければなりません。

また、この周知の方法は、次の装置または機器を放射線装置室で使用する場合は、自動警報装置によらなければなりません。

- ① 工業用等の特定エックス線装置（波高値による定格管電圧 10kV 以上の装置）
- ② エックス線またはエックス線装置の研究または教育のため使用の都度組み立てる工業用等のエックス線装置であって波高値による定格管電圧が 150kV を超えるもの 他

なお、従来は管電圧 150kV 超の装置に自動警報装置の義務がありました。が、施行後は管電圧 10kV 以上の装置が設置義務の対象となります。

ただし、医療用のエックス線装置は除外されます。

こちらの自動警報装置の設置については、2027 年 10 月 1 日に施行されます。

(2) 安全装置の設置

事業者は、放射線装置室または放射線装置室に設置された工業用等の特定エックス線装置（波高値による定格管電圧 10kV 以上の装置）には、インターロックその他の偶発的な被ばくを防止するための安全装置（以下、安全装置という。）を設けなければなりません。

ただし、医療用のエックス線装置は除外されます。

また、安全装置について、法令に基づき、取りはずしまたはその機能を失わせたときは、事業者は、警報機能を有する放射線測定器の装着その他の安全装置の設置に代わる措置により偶発的な被ばくを防止する措置を講じなければなりません。

こちらの安全装置の設置については、2027 年 10 月 1 日に施行されます。

2-4 外部放射線の防護

「4 その他の事項」の「(2) 特別教育」を次の通り修正します。

4 その他の事項

(2) 特別教育

事業者は、エックス線装置を取り扱う業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対し、エックス線装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識等の科目について、特別教育を行わなければなりません。

エックス線装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、エックス線装置を取り扱う業務全体に拡大しました（2026年4月1日施行）。

2-10 エックス線作業主任者

「2 エックス線作業主任者の職務」を、次のとおり変更します。

なお、5の文言を修正し、新たに6、7、8、9、12の5項目を追加しています。

● エックス線作業主任者の職務

1. 管理区域または立入禁止区域の標識が規定に適合して設けられるように措置すること。
2. 照射筒またはしぼり、もしくはろ過板が適切に使用されるように措置すること。
3. 間接撮影時の措置もしくは透視時の措置、または特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用するときは、放射線を労働者が立ち入らない方向に照射し、または遮蔽する措置を講ずること。
4. 放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件を調整すること。
5. エックス線装置への電源供給の周知がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
6. エックス線装置への電源供給の周知に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
7. 安全装置を点検すること。
8. 安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。
9. 安全装置を取り外しまたは無効にした場合に、代替措置が講じられていることを確認すること。
10. 照射開始前および照射中に、立入禁止区域に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
11. 被ばく線量測定のための放射線測定器が規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
12. 上記事項のほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。

※6・12は2026年4月1日から施行。7・8・9は2027年10月1日から施行。

2-10 エックス線作業主任者

「7 透過写真撮影業務」に係る特別の教育を次の通り修正します。

7 エックス線装置取り扱い業務に係る特別の教育

事業者は、エックス線装置を取り扱う業務に労働者を就かせるときは、その労働者に対し、次の科目について、**特別教育**を行わなければなりません。

また、事業者は、特別教育を行ったときは、特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを **3年間保存**しなければなりません。

● 特別教育の科目

1. エックス線装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識
2. エックス線装置の構造および取扱いの方法に関する知識
3. 電離放射線の生体に与える影響
4. 関係法令

今回の法令改正の詳細については、弊社ホームページをご参照ください。

● 【重要】法令改正に伴う3つのポイント（2026年）

<https://www.x-goukaku.com/exam/0122.html>